

公園内便所清掃業務仕様書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日分)

1 便所清掃業務

(総則)

第1条 本業務の実施にあたっては、本仕様書に準拠し、乙は、和歌山市(以下「甲」という。)の指示に従わなければならない。

(業務範囲)

第2条 業務履行箇所は、別表1「便所清掃業務清掃箇所一覧表」に記載する52箇所の公園及び児童遊園とする。

第3条

週1回実施	50箇所	年52回
週2回実施	1箇所 (紀和駅前公園)	年104回
週3回実施	1箇所 (御手洗池公園)	年156回

(業務内容)

第3条 小便器、大便器、手洗い場、物置内及び床等を清掃用具、洗浄液等を使用して水洗いをし、清掃すること。便器には尿石が残らないよう除去すること。手洗い場及び床等については、洗浄後水分が残らないように拭き取ること。また、トイレ内のクモの巣除去、小規模な落書き消し、換気扇のほこり除去、トップライトの汚れの除去等、便所の機能・美観を保ち利用者が快適に利用できるようになるための軽易な作業は併せて行うこと。

2 甲が指定した箇所については、各便所の清掃後、各便所に備付けの便所清掃記録簿(様式3)に清掃記録をつけること。

3 清掃時に新しいトイレットペーパーに取り替えること。また、前回清掃時に取り替えをしたトイレットペーパーが残っている場合、外して便所内に残しておくこと。

4 毎月1回以上、便所の付帯設備(出入口扉、照明、間仕切壁等)の清掃を行うこと。

5 トイレの詰まりが発生した場合は、乙は速やかに現場へ行き、詰まりを解消するものとする。この作業に係る費用は全て乙の負担とする。

6 水道設備の無い箇所及び水道設備を使用できない箇所については、乙においてポリタンク等を準備して水を確保し業務を行うこと。

7 甲は、臨時に必要がある場合、実施日を変更することができる。

(一般事項)

第4条 乙は、携帯電話等により常に甲が連絡を取ることができる体制をとるものとする。

2 乙は、業務に必要な車両を準備し、その費用(燃料代等を含む。)を負担する。

3 清掃用具、ホース類、洗浄液、トイレットペーパー、水道水、ポリタンク容器等は、乙の負担とする。

4 甲が必要と判断した場合、甲は、乙に対し、この契約による業務に従事する者の変更を求めることができる。この場合、乙は、この求めに応じなければならない(ただし、乙に正当な理由がある場合を除く。)。

5 乙は、毎月、月初めに、当月分の便所清掃業務計画書(様式1)を甲に提出しなければならない。

6 計画に変更のある場合は、甲に直ちに申し出なければならない。

7 乙は、毎月5日までに必ず前月分の便所清掃業務報告書(様式2)を甲に提出するものとする。

8 乙は、業務中、市民との対応は親切、丁寧に行い、苦情等が出ないようにするものとする。

- 9 乙は、業務中、一般交通に支障を来たさないようにし、本業務に起因する事故を防止するため関連諸規則を厳守しなければならない。
- 10 業務作業中に公園施設等を破損した場合は、速やかに甲に連絡し、乙の責任において修繕を行うこと。
- 11 業務実施にあたり、乙は、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- 12 乙は、施設に落書きや破損等の異常を発見した場合は、直ちに甲に連絡すること。
- 13 甲が必要と判断した場合、乙は、隨時に各便所の清掃前及び清掃後の写真を提出するものとする。この費用は、乙の負担とする。
- 14 乙は、この仕様書に示されていない事項で、軽微なものに関しては、甲の指示に従い、実施するものとする。

(特記事項)

第5条 紀和駅前公園の実施日については、月、水とする。御手洗池公園の実施日については、月、水、金曜とする。ただし、緊急時もしくは重要な事項が発生した場合は、この限りではない。また、実施日変更の指示があった場合、乙は、これに従うものとする。

3 その他特記事項

- 第1条 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置については、次の各号に定める。
- 2 本業務委託において、暴力団員等による不当介入(不当要求(応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。)、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力(以下、「通報等」という。)を行うこと。
- 3 前項により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により甲に報告すること。
- 4 本業務委託において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害は、甲と協議を行うこと。
- 5 第2項及び第3項の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

4 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日(入札日は含まない。)より5日前(ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日になる場合はその前日とする。)の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別表1

便所清掃業務清掃箇所一覧表

番号	地区	公園名	年回数	番号	地区	公園名	年回数	番号	地区	公園名	年回数
1	有功	◆園部公園	52	31	広瀬	◆岡東公園	52				
2	川永	◆川永団地公園	52	32	本町	◆本町公園	52				
3	紀伊	◆弘西公園	52	33	宮	◆太田第1公園	52				
4	紀伊	◆弘西南公園	52	34	宮	◆太田第2公園	52				
5	貴志	◆次郎丸公園	52	35	宮	◆太田第4公園	52				
6	木本	◆木本公園	52	36	宮	◆南太田公園	52				
7	木本	◆木本佃児童遊園	52	37	宮	◆出水公園	52				
8	楠見	◆市小路公園	52	38	宮北	◆黒田公園	52				
9	楠見	◆善明寺公園	52	39	宮北	◆黒田第4公園	52				
10	楠見	◆善明寺中央公園	52	40	宮北	◆宮北公園	52				
11	楠見	◆平井公園	52	41	宮前	◆杭ノ瀬公園	52				
12	楠見	◆平井中央公園	52	42	宮前	◆杭ノ瀬北公園	52				
13	西脇	◆西庄運動公園	52	43	宮前	◆小雜賀児童遊園	52				
14	野崎	◆島橋公園	52	44	宮前	◆手平第2公園	52				
15	野崎	◆野崎公園	52	45	安原	◆本渡公園	52				
16	湊	◇湊公園	52	46	雄湊	◆雄湊公園	52				
17	山口	◆山口西公園	52	47	雄湊	◆河岸公園	52				
18	和佐	◆松下公園	52	48	雄湊	◆土佐町公園	52				
19	和佐	◆和佐児童遊園	52	49	和歌浦	◆御手洗池公園	156				
20	芦原	◆南片原公園	52	50	城北	◆京橋親水公園	52				
21	雜賀	◆秋葉山公園	52	51	吹上	◆長町公園	52	合計(年回数)			2860
22	雜賀	◆高津公園	52	52	砂山	◆砂山公園	52	備考			箇所数
23	城北	◆汀公園	52								
24	新南	◆新南公園	52					◆: 水洗便所			
25	新南	◆美園公園	52					◇: 水道設備なし			
26	砂山	◆港公園	52								
27	中之島	◆紀和駅前公園	104					週1回清掃箇所			
28	中之島	◆中之島公園A	52					週2回清掃箇所			
29	中之島	◆中之島公園B	52					週3回清掃箇所			
30	中之島	◆向之芝公園	52								

月分 便所清掃業務計画書

令和 年 月 日

和歌山市長 尾花正啓様

住所

氏名

下記のとおり報告します。

※実施日には、○印を記入し、実施回数を記入すること。

下記のとおり報告します。

※実施日には、○印を記入し、実施回数を記入すること。

下記のとおり報告します。

※実施日には、○印を記入し、実施回数を記入すること。

月分 便所清掃業務報告書

令和 年 月 日

和歌山市長 尾花正啓様

住所

氏名

下記のとおり報告します。

※実施日には、○印を記入し、実施回数を記入すること。

下記のとおり報告します。

※実施日には、○印を記入し、実施回数を記入すること。

下記のとおり報告します。

※実施日には、○印を記入し、実施回数を記入すること。

便所清掃報告書

月第 週(/ ~ /)分

便 所 清 掃 記 錄 簿

月分 _____ 公園名 _____

清掃日	清掃時刻	大便器 小便器 手洗い	物置内 床等	紙取替	付帶設備	清掃者	備 考
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						

No. _____

和歌山市公園緑地課
(電話 435-1076)

業務委託契約書

和歌山市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に、これを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、公園内便所清掃業務（以下、「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って、委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

2 委託金は、毎月円を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して、委託業務の履行に関して、必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下、この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。

この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して、発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、当該月の委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して、履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第16条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が、乙に支払うべき委託金と相殺し、なお、不足のあるときは、乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、委託業務の履行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が業務委託を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、委託業務の履行過程において、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第18条 乙は、この契約の履行に関して別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認められたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者（乙が個人の場合にあっては、乙の氏名及び住所）並びに当該違反事項の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第19条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱規定特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下、同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として、暴力的不法行為等を行う者をいう。以下、同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下、「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が、経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人、その他の団体又は個人をいう。以下、同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が、経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

- 第21条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの

であるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（補則）

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護について必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報を記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出しえはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。